

2020年6月吉日

2020年度 LEC税理士講座
所得税法受講生の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
税理士事業本部

直前問題集1 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡差し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

■問題・解答冊子<HU20490>

頁	訂正箇所	訂正方法
133	解答解説34	<u>本ご案内の2枚目以降と差替えて頂きますようお願い申し上げます。</u>



HL20156

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。

【解答解説 34】有価証券の譲渡②

(1) 令和2年中において売買した株式等の譲渡による所得金額

(単位：円)

金額	計算の過程
譲渡所得等の金額 (上場株式等) <u>9,307,240</u>	譲渡損益 (上場株式等) ① A株式 $6,600,000 - (7,500,000 + 34,600) = \Delta 934,600$ ② D株式(10/20譲渡分) $8,775,000 - 4,430^* \times 650 \text{株} = 5,895,500$ ※ $\frac{4,822 \times 1,000 \text{株} + 50,000 + 1,000}{480 \text{株} + 920 \text{株} - 400 \text{株} + 100 \text{株}} = 4,430$ ③ D株式(3/10譲渡分) $15,100 \times 400 \text{株} \times \frac{1}{2} > 2,880,000 \quad \therefore \text{時価課税}$ $15,100 \times 400 \text{株} - 4,822^* \times 400 \text{株} = 4,111,200$ ※ $\frac{0 + 6,750,600}{480 \text{株} + 920 \text{株}} = 4,822 \text{(円未満切上)}$ ④ E株式 $265,400 - 30,260 = 235,140 \text{(上場)}$ ⑤ 上場合計 9,307,240

(2) 令和2年分の株式等の譲渡所得等の金額

金額	計算の過程
譲渡所得等の金額 (上場株式等) <u>5,533,640</u>	損失の繰越控除 (1) H29の損失額 3,126,800 (2) H30の損失額 2,209,300 (3) R1の繰越控除 1,562,500 - 3,126,800 = △1,564,300 (4) 本年の繰越控除 9,307,240 - 1,564,300 = 7,742,940 7,742,940 - 2,209,300 = 5,533,640

(3) 令和2年分の株式等の課税譲渡所得等の金額に係る所得税額

区分	計算の過程
株式等の課税譲渡所得等の金額 に係る所得税額 (上場株式等) 829,900	$5,533,000 \times 15\% = 829,950 \rightarrow 829,900$ (百円未満切捨)

1. 売委託による有価証券の売買

A株式の譲渡損は、問題文から上場株式分として記載する。

2. D株式の取得費の計算

限定承認によるコメントが問題文上記載されていないので、平成17年5月2日相続取得分の取得費は父親の取得費を引継ぐことになるが、この部分につき問題文では取得価額不明であり、この部分のみ5%基準を用いるのではなく、取得価額を0円で計算することとなる。

3. E株式の譲渡

合併会社による単位未満株式の買取りにより交付を受けた金銭は、みなし配当課税の対象から除かれ、株式等の譲渡所得として課税される(法25④五カッコ書、令61④六)。

4. 上場株式等の譲渡損失の繰越

平成29年分及び平成30年分の譲渡損は全て繰越控除の対象である。

これを令和元年分の譲渡益から控除して本年への繰越額を計算する。

なお、上場株式等の譲渡損失のうち相対取引から生じた部分がある場合は、その部分については損益通算・繰越控除の対象外となるため注意すること。